

別紙1 リスク分担表（案）

本リスク分担表（案）は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。

●主分担 ▲従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	用地確保リスク	市の事業用地確保の遅延、ないしは確保できなかったことによる計画変更及び工期延長など	●	
	募集書類等リスク	募集要項等の誤り・内容の変更によるもの	●	
		提案書類等事業者が提案した内容の誤り・優先交渉権者・次点交渉権者としての選定理由を満たさなくなる程の大幅な変更		●
	資金調達リスク	市が確保すべき必要な資金の調達ができない場合	●	●
		事業者が確保すべき必要な資金の調達ができない場合		●
	許認可リスク	事業者の責によらない、市が取得すべき許認可の遅延	●	
		事業者が取得すべき許認可の取得遅延		●
	法令変更リスク	当該事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	●	
		当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		●
	税制変更リスク	消費税及び地方消費税制度の変更	●	
		事業に直接関係する税制度の新設・変更によるもの	●	
		上記以外の税制度の新設・変更		●
住民対応リスク	本事業の実施に関する住民反対運動、訴訟、要望等	●		

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
		事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟、要望等		●
	用地の瑕疵リスク	用地の地中障害物や埋蔵文化財、土壌汚染によるもの ※1	●	
	環境リスク	本事業の実施による周辺環境の悪化	●	
		事業者の業務に起因する有害物質の排出・漏洩、水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気等		●
	事業中止・延期・遅延リスク	市の事由による事業の中止・延期・遅延	●	
		事業者の事由による事業の中止・延期・遅延		●
	第三者賠償リスク	市の事由による事故によるもの	●	
		事業者の事由による事故によるもの		●
	政治リスク	市の政策の変更によるもの	●	
		議会承認に関するもののうち、市の帰責事由によるもの	●	
		議会承認に関するもののうち、事業者の帰責事由によるもの		●
	物価変動リスク	一定以上の物価変動によるもの	●	
		一定の範囲内の物価変動によるもの		●
	不可抗力リスク	戦争、暴動、天災、公衆衛生上の事態等の不可抗力による事業の延期・中止・変更及び費用の増加 ※2	●	▲
契約締結	応募費用リスク	応募に係る費用負担		●
	契約リスク	市の事由による契約締結の遅延・中止 事業者の事由による契約締結の遅延・中止	●	●
計画	計画策定リスク	市の帰責事由による計画策定の遅延・中止	●	

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
		事業者の帰責事由による計画策定の遅延・中止		●
設計	測量・調査リスク	市が実施した測量・調査の不備	●	
		事業者が実施した測量・調査の不備		●
	設計リスク	市の提示条件・指示の不備による設計の完了遅延・設計費の増大	●	
		事業者の提案した設計内容の不備による設計の完了遅延・設計費の増大		●
		市の追加的な指示による大幅な計画・設計変更等	●	
計画・設計変更リスク	上記以外の事由による大幅な計画・設計変更等		●	
建設 工事	工事の遅延・工事費の増大リスク	市の指示による設計変更、提示条件等の不備・変更等に起因するもの	●	
		上記以外の事由による設計変更、設計の不備、履行遅滞等に起因するもの		●
	事業敷地の維持保全	施設整備着工までの事業敷地の維持保全及びこれに要する費用	●	
		施設整備期間中の事業敷地の維持保全及びこれに要する費用		●
引渡前における施設の損傷リスク	工事目的物、工事材料、又は建設機械器具について生じる建設段階における施設損傷によるもの		●	
維持 管 理・ 運 営	施設の瑕疵リスク	事業契約に規定する契約不適合期間中に見つかった施設の契約不適合		●
		事業契約に規定する契約不適合期間後に見つかった施設の契約不適合	●	
	業務内容・用途変更リスク	市の追加的な指示(設計変更の指示を含む。)による大幅な業務内容・用途の変更等	●	

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
		上記以外の事由による大幅な業務内容・用途の変更等		●
	維持管理・運営費用増大	市の事由による維持管理・運営費用の増大	●	
		上記以外の事由による維持管理・運営費用の増大		●
	施設損傷リスク	事業者の責(適切な維持管理業務を怠ったこと等)に帰すべき事由による施設の利用に伴う施設の損傷に関するもの		●
		市の責に帰すべき事由による施設の利用に伴う施設の損傷に関するもの	●	
		上記以外の事由(利用者による損傷など)による施設の損傷に関するもののうち、現状復旧費用が一定金額以下のもの		●
		上記以外の事由(利用者による損傷など)による施設の損傷に関するもののうち、現状復旧費用が一定金額より大きいもの	●	
		施設の劣化に関するもの	●	
	什器・備品管理リスク	事業者の責(適切な維持管理業務を怠ったこと等)に帰すべき事由による什器・備品等の破損・紛失・盗難		●
		市の責に帰すべき事由による什器・備品等の破損・紛失・盗難	●	
		上記以外の事由(利用者による損傷など)による什器・備品等の破損・紛失・盗難に関するもののうち、現状復旧費用が一定金額以下のもの		●
		上記以外の事由(利用者による損傷など)による什器・備品等の破損・紛失・	●	

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
		盗難に関するもののうち、現状復旧費用が一定金額より大きいもの		
		什器・備品等の劣化に関するもの	●	
	什器・備品更新リスク	維持管理業務及び運營業務に関する什器・備品等の更新		●
	需要変動リスク	利用料金収入等の増減		●
		独立採算事業に関する収入等の増減		●
	利用者対応リスク	事業者の業務範囲についての利用者の苦情やトラブル等への対応		●
		上記以外の利用者の苦情やトラブル等への対応	●	
	情報流出リスク	市の責に帰すべき事由による個人情報の流出等	●	
		上記以外の事由による個人情報の流出等		●

※1 公募資料その他の情報から、明らかに地中障害物や埋蔵文化財、土壌汚染等の位置について推察することが可能であったにも関わらず、事業パートナーの過誤によりこれらの位置を判断できなかった場合や、事業パートナーが事前調査を実施した箇所において調査の不備や過誤があり、工事遅延及び工事費増大が生じた場合は、事業パートナーが負担する。

※2 不可抗力リスクは、一定の金額以下は事業者負担、それを超える金額は市負担とする予定である。